

## 議案第79号

### 東京都三市収益事業組合同規約の変更について

東京都三市収益事業組合同規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項により、関係市の協議により定める必要があるため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成30年11月29日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

### 提案理由

東京都三市収益事業組合に平成31年4月1日から地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第2項の財務規定等を適用するため、同条第3項の規定により、東京都三市収益事業組合同規約の一部を変更する必要がある。

### 東京都三市収益事業組合同規約の一部を変更する規約

東京都三市収益事業組合同規約（昭和48年2月22日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第9条第2項中「、会計管理者」を削る。

第13条の次に次の1条を加える。

（地方公営企業法の財務規定等の適用）

第14条 この組合に、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、同法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

### 附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。